



年金情報

～学生納付特例制度をご存じですか？～

20歳になると、たとえ学生であっても国民年金に加入することが義務付けられています。しかし、学生の場合、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合があるため、学生の間（1年以上在籍しなければならないすべての学校の夜間・定時制・通信制課程の学生を含む）は保険料の納付が猶予される納付特例制度が設けられています。

また、収入があっても一定の所得以下であれば、学生納付特例制度を利用できますので、在学証明書または学生証の写しを添えて、本庁・保険年金課または各支所・国民年金担当課へ申請してください（毎年申請が必要です）。

なお、この特例期間は、年金を受けるための必要な期間として取り扱われますが、年金額の計算には入りません。ただし、10年の範囲内で追納することができます。

【問い合わせ先】 本渡年金事務所 ☎2112
市役所本庁・保険年金課国民年金係(内線1137)

市では、オリーブ栽培を通じて新しい産業の創出や健全で活力ある地域づくりを実現するため、「オリーブの鳥づくり事業」を推進します。市内でオリーブ栽培を行う人などを対象に補助金を交付しますので、ぜひご利用ください。

オリーブ栽培に補助金を交付

- ▼補助対象経費Ⅱ①苗代や植栽、育成にかかる経費②耕地再生や土壌改良にかかる経費など。
- ▼助成額Ⅱ補助対象経費の2分の1以内で、補助金の上限は1,000万円。オリーブ栽培事業のみを行う場合は、10アール当たり10万円。
- ※申込方法などの詳細は本庁（別館）・商工観光課産業支援係（内線2552）へお尋ねください。

市では、低炭素社会の実現を目ざして、「新エネルギー」を積極的に活用した環境にやさしいまちづくりを進めるため、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対して補助金を交付します。

国勢調査の調査員を募集します

10月1日を基準日に実施される「国勢調査」の、調査員として従事していただける人を募集します。

市では、低炭素社会の実現を目ざして、「新エネルギー」を積極的に活用した環境にやさしいまちづくりを進めるため、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対して補助金を交付します。

住宅用太陽光発電システムの設置に補助金を交付

※詳細は本庁・企画課統計調査係（内線1312）へお尋ねください。

※国と県の補助金とあわせて申請が可能です。申込方法などの詳細は、太陽光発電普及拡大センター ☎043(239)6200 または ☎096(289)1805 へお尋ねください。

※詳細は本庁・環境課環境政策係（内線1282）へお尋ねください。

漁業集落排水事業の一部供用開始

5月1日④から、佐伊津町と旭町の各一部で漁業集落排水事業の供用を開始します。下水道工事が完了し、下水道を利用することができるようになった地区の家庭や事業所などは、排水管を下水道に接続する工事やトイレの水洗化を早め実施されるようお願いいたします。

市では、低炭素社会の実現を目ざして、「新エネルギー」を積極的に活用した環境にやさしいまちづくりを進めるため、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対して補助金を交付します。

※詳細は本庁・企画課統計調査係（内線1312）へお尋ねください。

※詳細は本庁・企画課統計調査係（内線1312）へお尋ねください。

※詳細は本庁・環境課環境政策係（内線1282）へお尋ねください。

光化学スモッグにご注意を！

3月から10月にかけて、「光化学スモッグ」が発生しやすくなります。テレビやラジオ、市の防災行政無線などの情報に十分注意し、注意報などが発令された場合には、なるべく外出を避けるなど適切な対応をされるようお願いいたします。

■光化学スモッグとは

自動車や工場などから排出される窒素酸化物や炭化水素などが、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）に変化します。この濃度が高くなると、白いモヤがかかったようになり、これが『光化学スモッグ』と呼ばれています。最近では大陸からの移流による影響も指摘されています。

『光化学スモッグ』は、3月から10月ごろにかけて日差しが強く、気温が20度から25度以上で、風が弱い（3m/s以下）ときに発生しやすくなります。1日のうちでは、午前10時から同11時ごろに濃度が上昇しはじめ、午後1時から同4時ごろに最も濃度が高くなります。

■健康への影響と、発症後の対応

個人差はありますが、敏感な目、鼻、のどが影響を受けやすく、主な症状は、●目のチカチカやショボショボ ●涙が出る ●のどのイガイガや痛みなどです。さらに濃度が高くなったときには●呼吸が苦しくなる ●吐き気などの症状が出ることがあります。

【問い合わせ先】 本庁・環境課環境政策係(内線1283)

症状が出たら、きれいな水で洗眼やうがいなどを行い、屋内で安静にしてください。それでも回復しない場合や、せきや頭痛などほかの症状が続く場合は、早急に医療機関で診察を受けてください。

■ホームページで情報を見ることができます

熊本県のホームページで、県内の光化学スモッグなどの大気汚染情報を見ることができます。

【パソコン】

<http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/index.htm>

【携帯電話】

<http://taiki.pref.kumamoto.jp/kumamoto-taiki/mobile/index.htm>

※携帯電話からの大気汚染情報は、右上のQRコードからもご覧いただけます。

※光化学スモッグ注意報などの情報を携帯電話のメールに一斉配信しています。希望する人は、メールアドレス（sky@123123.tv）に空メールを送信し、返信される登録用メールの指示に従って登録してください。

なお、右上のQRコードを利用するとアドレス入力が簡単になります。



▲大気汚染情報



▲光化学スモッグ注意報

資源物回収活動実施団体に報奨金を交付

市では、リサイクルを推進しゴミの減量化を図るため、資源物回収活動を実施する団体に報奨金を交付します。

▶対象団体＝各地区自治組織（行政区を除く）、PTA、地区子ども会、老人クラブ、婦人会、青年団など市民で構成された団体。

▶報奨金の種類＝次の2種類があります。

①回収量をもとに算定する報奨金…右表の報奨金単価に、品目別の回収量を乗じた金額（10円未満の端数は切り捨て）を交付。

品目	単価
古紙類	2円/kg
古布類	2円/kg
空きビン類	1円/本
空き缶類	1円/kg
ほかの資源物	1円/kg

②実施回数で算定する報奨金…年間を通して2回以上実施した団体に（実施回数－1回）×2,000円を交付（上限

1万円）。

▶申請方法＝本庁・環境課または牛深クリーンセンター、その他の支所の市民生活課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同課へ提出してください。※交付を受けようとする団体は、事前に登録が必要です。

▶活動団体の登録申請期限＝4月から同30日までに活動実績がある団体で、報奨金の交付を受けようとする団体は、4月30日④までに登録手続きをしてください。

※5月1日以降から活動を始める団体は、活動の前までに登録手続きを済ませてください。

▶報奨金交付の時期＝報奨金の交付は、団体の活動が終了後、前記①と②を合算して交付します。交付手続きについては、登録団体へ直接お知らせします。

【問い合わせ先】 本庁・環境課廃棄物対策係(内線1272)